

今後の野良猫被害対策について（お知らせ）

一部地域で被害が出ている「野良猫」の対策（TNR活動）について、これまで住民意見交換会を複数回開催するなど対応してきましたが、以下の経過を経て自治会としての方針を決定したのでお知らせします。

1. 結 論

自治会は、TNR活動の停止を求めないが、有事の責任を負う能力がないため関与できない

2. 経 過

- ① 自治会は、この問題解決を目指し、以下のとおり住民の意見を集めてきた

○令和7年6月21日

自治会館にて第1回意見交換会開催

○令和7年7月

全自治会員対象に野良猫実態、猫被害実態、TNR活動についてアンケート調査（回覧）

○令和7年8月10日

自治会館にて第2回意見交換会開催

- ② アンケート調査で賛成多数となったが、第2回意見交換会で合意形成に至らなかった

- ③ TNR活動について、府や市役所へ確認を行った結果、以下の回答を得た

○TNR活動に自治会が関与しているケースは把握しておらず、自治会では対応しきれないと考えている

○猫被害に関する住民間の苦情は、一般的にボランティアが処理しており自治会が関与しているケースは把握していない

○過度な苦情等は警察へ相談するよりほかに、自治会が対処できる事案ではないのでは

○TNR活動はボランティアの一存でいつでも止めることが可能である

3. 役員会での議論の結果

以上の経過を踏まえ、役員会で「自治会が責任を負える事案ではない」と判断し、関与できないとの結論を導きました。

ただし、住民アンケートで賛成多数であったことを踏まえ、自治会からTNR活動をやめる要請はせず、以降はボランティアの判断にゆだねることとします。

以後、TNR活動に関する事項に自治会は一切介入しませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以 上